

一般財団法人観光まちづくり佐伯職員退職金規程

(目的)

第1条 定款第47条第5項に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）の職員の退職金に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(共済契約の締結)

第2条 職員が退職したときは、この規程により退職金を支給するものとする。

2 前項の退職金の支給は、法人が各職員について独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」という。）との間で退職金共済の契約（以下「共済契約」という。）を締結することにより行うものとする。

(支給対象)

第3条 新たに雇い入れた職員については、試用期間を経過し、本採用となった月から2年経過後の最初に来る5月に中退共本部と共済契約を締結する。ただし、本採用になった日から定年まで5年に満たない職員に対しては、共済契約を締結しない。

(掛金)

第4条 共済の掛金月額、別表のとおりとし、毎年5月に調整する。

(退職金の金額)

第5条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

(退職金の支給)

第6条 退職金は、職員（職員が死亡したときはその遺族）に交付する退職金共済手帳により、中退共から支給を受けるものとする。

2 職員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き遅滞なく退職金共済手帳を本人又はその遺族に交付する。

(休職等の措置)

第7条 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、中退共への掛金納付を停止する。

(懲戒等処分の措置)

第8条 職員の退職事由が職員懲戒等処分規程によるもの場合は、中退共に退職金の減額を申し出ることがある。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和6年3月11日から施行する。
- 2 令和6年3月31日時点で株式会社まちづくり佐伯又は一般社団法人佐伯市観光協会に在籍する職員については、いずれかの法人に在籍した期間を第3条の支給対象の期間に算入する。
- 3 中退共に加入している企業等を退職し新たに採用する職員について、本人が希望するときは、中退共に通算の申し出を行うものとする。

別表

前年度給料月額 の平均	掛金月額
16万円以上20万円未満	10,000円
20万円以上24万円未満	12,000円
24万円以上28万円未満	14,000円
28万円以上32万円未満	16,000円
32万円以上36万円未満	18,000円
36万円以上	20,000円